

《旅行業務取扱料金表》 (国内旅行)

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面の一部となります。

毎度当社をご利用いただき、まことにありがとうございます。

当社では、お客様のご希望によって旅行業務をお引き受けする場合、このご案内に記載された条件によってお引き受けいたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。また、このご案内に記載のない事項については当社旅行業約款によります。

区分		料金	記事
〔1〕 取扱料金	ア. 宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の 20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき 500 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 500 円、観光券等 1 件 1 手配につき 500 円、航空券予約・発券 1 名様 1 区間につき 1,000 円の合算額を下限とします。	イ.旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。 ロ.手配とは、予約を伴わない発券のみも含まれます。 ハ.同一施設に連泊の場合は 1 件 1 手配として扱います。
	イ. 宿泊機関を単一手配する場合	宿泊機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内 (下限 500 円)	ニ.「運輸機関等を手配する」とは JR を除く私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
	ウ. 運送機関を単一手配する場合	運送機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内 (下限 500 円) ※費用が 5,000 円未満の場合は、取扱料金 500 円申し受けます。	ホ.同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1 件 1 手配として扱います。
	エ. 観光券を単一手配する場合	観光券等 1 件 1 手配につき費用の 20%以内 (下限 500 円) ※費用が 5,000 円未満の場合は、取扱料金 500 円申し受けます。	ヘ.「観光券等を手配する」とは、TDR、USJ、JTB エンタメチケットを除く入場券・食事券・社寺券の手配をすることをいいます。同一施設の手配は、人数に関わらず、1 件 1 手配として扱います。
	オ. 航空券を単一手配する場合	1 名様 1 区間につき航空運賃の 20%以内 (下限 1,000 円)、航空運賃が 5,000 円未満の場合は、取扱料金 1,000 円申し受けます。	
〔2〕 変更手数料		当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の 20%以内	イ. 手配着手後の変更・取消より申し受けます。変更の場合は、変更の都度、申し受けます。
〔3〕 取消手数料		※宿泊機関等 1 件 1 手配につき 500 円、運送機関等 1 件 1 手配に	

		つき 500 円、観光券等 1 件 1 手配につき 500 円、航空券 1 名様 1 区間につき 1,000 円の合算額を下限とします。	ロ. 上記〔1〕取扱料金は別途収受いたします。 ハ. 宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたは、これから支払う費用は別途申し受けます。
〔4〕 相談料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金：30 分 2,000 円 以降 30 分毎に 2,000 円	
	(2)旅行日程表の作成	1 件 2,000 円	
	(3)旅行代金見積書の作成	1 件 2,000 円	
	(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4 版）1 枚につき 1,000 円	
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(4)までの 5,000 円増し	
〔5〕 空港等での あっ旋サービス料金		あっ旋員 1 名につき 10,000 円	イ. 夜 10 時から午前 5 時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は 5,000 円増しになります。 ロ. 交通実費は別途申し受けます。
〔6〕 添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員 1 名 1 日につき 30,000 円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。
〔7〕 通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合	1 件につき 500 円	電話料、その他通信実費は別途申し受けます。

注 1. 上記の各料金については、消費税が含まれておりません。

注 2. 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

注 3. 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

注 4. 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。

手配旅行のお申込み

当社は、お客様のご希望に添ったご旅行の手配を承ります。

申込書にご記入の上、旅行代金の 20%相当額の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金の一部として取扱いま

す。残額をご旅行開始日の3週間前までにお支払い下さい。お申し込みいただくご旅行の契約は当社が申込金を受領した際に成立いたします。また、当社は書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。さらに、当社は運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

ご旅行相談

当社は、お客様のご希望により、ご旅行日程の作成、ご旅行費用見積書の作成、運送機関・ホテル・観光個所などに関する旅行情報の提供などのご旅行相談を承ります。ご希望の方は所定の申込書によりお申し込みいただくか、その旨係員にお申しつけください。

当社が契約の締結を承諾したときに契約は成立いたします。お引き受けする場合は、当社旅行業約款、旅行相談契約の部により上記の相談料金を申し受けます。